	(公害防止等に関する届出) (公害防止等に関する届出) (公害防止等に関する届出)	(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
	(公害防止等に関する届出) (公害防止等に関する届出)	(定義) (新設) (新設) (新設)	現

十八 号の施設、第 号、第六号 号の施設、第六号 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	(削 る)	一~十七(
当するものを設置する者条第一項の特定施設に第二号の規定により指定される原理が規定により指定される原理が規定により指定される原理が表電所の原子力発電工作物であって同法第二子力発電所の原子力発電がある原子力発電があって同法第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		(略)
略	(削 る)	略)
(略)	(削る)	(略)
1	. 1	
十九	十八 は り は り は り に は り に り に り に り に り に り に	一~十七
該二竜原れ一文八号 号当条工子た項は号 第若	世界 (本物であって) (本物であって) (本物であって) (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本物を廃止し、 (本の届出をする)	(略)
すの 年 作 力 地 の 第 日 号 、 第 日 号 、 第 日 号 で 規 規 規 居 子 子 若 日 の の ま に 制 力 と の を 特 っ の 設 よ 発 四 こ と と と と と と と と と と と と と と と と と と	すし、 原子力場 のでる 場 二 発 合 で る も の で る り た り で る り で る り で る り れ り で る り で る り で る り で る り る り る り る り る	
(略)	く 後 判 遅明 滞し な た	(略)
略)	製造年月及び設置年月 製造年月及び設置年月 大、設置又は予備としている子力発電工作物を設置している者の氏名 本は法人にあっては代表者 で、当該原子力発電工作物を設置している者の氏名 本本及び所在地並びに当 大、設置又は予備としている又 で、設置又は予備の別、 大、設置又は予備の別、 で、設置又は予備の別、 大、設置又は予備の別、 で、、設置としている を設置している を設置している を設置している を設置している を記述がに当	(略)

(削る)	二十一(略)	二十(略)	十九 (略)	の氏名又は住所(法人に 大名若しくは住所又は事 業場の名称若しくは所及は事 で変更があった場合
(削 る)	(略)	(略)		
(削る)	(略)	(略)	(略)	
二十一 別に告示する原子 する絶縁油を使用するも する絶縁油を使用するも	二十の三 (略)	二十の二(略)	二十(略)	設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは法 人にあってはその代表者 くは事業場の名称若しく は所在地(第十八号の原 子力発電工作物を設置し している又は予備として有 している又は予備として有 に下物の設置若しくは法 が第十八号の原子力発電 工作物の設置若しくは予 になっては代
遅 滞 止 な く 後	(略)	略)		
業場の名称及び所在地、 発電工作物が設置されて 発電工作物が設置されて 発電工作物が設置されて にていた工場若しくは事 していた工場若しくは事	(略)	(略)	(略)	

作物を現に設置している又は予備として一ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工品出を要する場合	会及び経済産業大臣へ届け出なければならない。 第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設 第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等」という 「ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等」という (ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を現に設	(削る)	二十四~二十六	11+11・11+11	
している	一 一 一 一 二 ル 合 し し て 欄 に 関 に 間 に 間 に り に り に り に り に り に り に り に り		(略)	(略)	
いる又は予備としいる又は予備とし	業大臣へ届け出なければならない。 は予備として有している者(以下この条においけった。 は予備として有している者(以下この条においけった。 は予備として有している者(以下この条においけった。 はでは、同表の中欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げるいた。 はでは、同表の中欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる場合には、同表の上側に関する届出)		(略)	(略)	
	限までに、 同子力発電 には、同表 には、同表 でに、 でに、		(略)	(略)	
様 様式第三 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	「物に関する届出) 「物設置者等」といい。 「場の中欄に掲げるに、原子力規制委に、原子力規制を現においる。」といいます。 「おいった」といいます。 「おいった」といいます。 「おいった」といいます。				
後 判 選 明 し 期 に 関 に 関 に に に に に に に に に に に に に	。 原子力規制委員 に の条において に おいる に おいて に おいて に おいて に おいて に おいて に おいて に おいて に おいて に おいて に おいて た り に お り に も り に も り と り と り と り と り と り と り と り と り と り				
	新	にに生の十	11+	<u>-</u> +	
	新設)	二十七原子力発に排出された、 に表述した場合	二十四~二十六	11+11・11+11	
	(新設)	透 出 、 損 原 に しさ	二十四~二十六 (略)	$\frac{\vec{-}}{+}$	
	(新設)	透 出 、損 しお絶 を原 た れ縁 の子	六	11+11	

以下この条において「管理状況」という。) エニル含有原子力発電工作物について、毎年している又は予備として有している者は、高2 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電	場合 場合 場合 場合 場合 場合 は化ビフェニルを含有する絶縁油が構内 ないがの破損その他の事故が発生し、ポリ	作物を廃止した場合ニーポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工	一 ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等の氏名若しくは住所(法人作物設置者等の氏名若しくは住所(法人原子力発電工作物を設置している又は予原子力発電工作物を設置している又は予な地)に変更があった場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物を設置として有している事業場の名称又は所は他ビフェニル含有原子力発電工作物設置者等の氏名若しくは住所(法人)	をする場合を除く。) 一をする場合を除く。) 一方の発電工作物を廃止し、第三号の届出直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有原直のでは、当該ポリ塩化ビフェニル含有原
を選用を選用を選用を開発を関係している。	様式第六	様式第五	様 式 第 四	
度の六月三年の状況(や な 生 も は り に り 能 発 の 発 形 に り 能 発	遅ルの後	遅悪なく後	<

(新設)

況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物大臣へ届け出なければならない。また、直近に届け出た管理状 の管理状況を原子力規制委員会及び経済産業大臣へ届け出なけ を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、 ればならない。 十日までに、 様式第七により、 原子力規制委員会及び経済産業 変更後

附

1

2 によりされている届出 係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。 この命令の施行の際現にこの命令による改正前の原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号又は第十九号の規定この命令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。 (ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に係る届出に限る。)は、改正後の原子力発電工作物に係る電気関